

日本哲学会研究倫理規程

「日本哲学会研究倫理規程」

日本哲学会では、哲学研究・教育の健全な発展のために「日本哲学会研究倫理規程」を制定しています。

2012年5月12日改定

2014年3月15日改定

2021年5月15日改定

趣旨と目的

日本哲学会は、哲学研究の発展をはかり、哲学研究者どうしの開かれた交流を深めることを目的とする。日本哲学会会員は、このことを自覚し、学会運営および研究活動において、この目的を阻害するようなことがあってはならない。哲学研究もまた一つの知的営みである以上、知的営み一般に課される規範は、哲学研究の成果の発表においても守られる必要がある。知的不正行為を黙過することは、知的営みに課される規範への重大な侵害である。哲学研究・教育の健全な発展のために、日本哲学会は、「日本哲学会研究倫理規程」を策定するとともに、日本哲学会会員に対して、本学会を哲学研究のための開かれた場所として確保するように努めることを求め、かつ、知的不正行為の防止の必要性を強く訴えるものである。

規程

第1条 本学会の運営にあたって、会員は、公正を維持し、互いの人権を尊重し、性別・年齢・国籍・人種・宗教・性的指向などに関して差別的な扱いをしてはならない。とりわけ、本学会へ投稿される論文、および、本学会での発表の希望に関して、その審査にあたる会員は、公正を保った審査を行わなければならない。

第2条

1. 会員は、本学会を、会員相互の知的研鑽のための開かれた場所として確保することに努めなければならない。とりわけ、会員どうしの自由な討論を阻害したり、特定の会員への誹謗中傷を行うこと、ハラスメントを行うことは許されない。
2. 前項でいうハラスメントの具体的な内容については「日本哲学会ハラスメント防止ガイドライン」（以下「防止ガイドライン」という）において別途定める。

第3条

1. 会員は、研究成果の発表に際して剽窃・盗用をはじめとする研究不正を行ってはならない。
2. 前項でいう研究不正とは、文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日付）における「特定不正行為」を指す。

第4条 第1条、第2条あるいは第3条への侵害行為（以下「非違行為」という）の防止と対応のために日本哲学会研究倫理委員会（以下「研究倫理委員会」という）を設置する。研究倫理委員会は、理事1名以上を含む若干名で構成するものとし、そのメンバーは理事会で選任する。研究倫理委員会には学会外の専門家を加えることができる。研究倫理委員会の運営に必要なその他の事項については別途細則で定める。

第5条

1. 非違行為と思われる行為に関して、会員は、日本哲学会事務局研究倫理担当窓口（以下「研究倫理担当窓口」という）に訴えることができる。ただし、ハラスメントの申し立てについては「防止ガイドライン」で詳細を定める。
2. 訴えがなされた場合、研究倫理担当窓口は、研究倫理委員会にすみやかに報告する。研究倫理委員に訴えの

当事者がいる場合にはその案件についてのその委員の活動を一旦停止し、臨時の委員を理事会で選任するものとする。研究倫理委員会は速やかに調査委員会を発足させる。調査委員には学会外の専門家を加えることができる。

3. 調査委員会は、調査の公正性を第一義とし、訴えられた会員への聴取をはじめとしてその他必要な調査を実施する。

4. 調査委員会は、原則として設置から三ヶ月以内に研究倫理委員会に調査報告書を提出する。研究倫理委員会はそれを可能な限り速やかに検討した上で、日本哲学会理事会あてに、非違行為の有無を含めた調査の最終結果に関する報告書を提出するものとする。ただし調査委員会は、三ヶ月以内に事実関係の確認を終了することができない場合は、調査を継続することおよびその期間について倫理委員会から承認を得た上で、調査を継続することを認める。

5. 研究倫理委員会の報告を受けて、日本哲学会理事会は、訴えのあった会員に関して処遇（調停を含む）を決める。非違行為が認定された場合の処分としては、(1)会長による注意 (2)各種委員の資格停止、(3)会員の全資格停止、(4)会員の一部資格停止（大会など学会活動の場への参加停止など）、(5)除名、のいずれかとする。

6. 非違行為が認定され、処分を受けた会員は、日本哲学会理事会の決定に不服のある場合には、一ヶ月以内に異議申し立てを行うことができる。異議申し立てのあった場合には、速やかに再調査を行うものとする。

7. 調査の結果、非違行為の事実が存在せず、訴えが会員からのものであり、かつその会員の悪意による訴えであることが判明した場合には、日本哲学会理事会は訴えを起こした会員に対して上記第 5 項に準じた処遇を行う。

8. 非違行為が認定され、処分を受けた会員が所属する研究機関から要請があった場合には、日本哲学会理事会は異議申し立て期間の終了後に当該機関に対して報告書を交付することができる。

9. ハラスメントが認定された場合、そのことによって被害者の学会活動に支障が生じないように、研究倫理委員会は必要に応じてサポートを行う。また、被害者がハラスメントによって学会活動を停止している状態である場合には、必要に応じて復帰に向けたサポートを行う。

10. 理事会、研究倫理担当窓口、研究倫理委員会、調査委員会は非違行為の訴えに関連して職務上知り得たことごとについて守秘義務を負う。

付則

1. 本規程は 2007 年 3 月 3 日日本哲学会委員会決定、2007 年 5 月 19 日日本哲学会第 59 回総会にて承認された。

2. 本規程は、日本哲学会理事会の決定によって変更することができる。

※2011 年 6 月より日本哲学会委員会は理事会に変更。